注...意...事...項

- 1 試験開始時刻 10時00分
- 2 試験科目別終了時刻

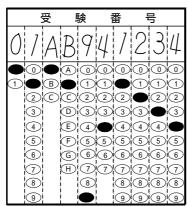
試 験 科 目	科目数	終了時刻
「法規」のみ	1 科目	1 1 時 2 0 分
「伝送交換設備(又は線路設備)及び設備管理」のみ	1 科 目	1 1 時 4 0 分
「法規」及び「伝送交換設備(又は線路設備)及び設備管理」	2 科目	1 3 時 0 0 分

3 試験種別と試験科目別の問題(解答)数及び試験問題ページ

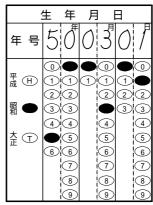
試験種別	試験科目			試験問題			
11、一种 大型 力引	試 海央 7.7 日 	問1	問 2	問3	問 4	問 5	ページ
伝送交換主任技術者	法規	7	7	6	7	6	1 ~ 14
	伝送交換設備及び設備管理	8	8	8	8	8	15 ~ 29
線路主任技術者	法 規	7	7	6	7	6	1 ~ 14
線路主任技術者	線路設備及び設備管理	8	8	8	8	8	30 ~ 43

- 4 受験番号等の記入とマークの仕方
- (1) マークシート(解答用紙)にあなたの受験番号、生年月日及び氏名をそれぞれ該当枠に記入してください。
- (2) 受験番号及び生年月日に該当する箇所を、それぞれマークしてください。
- (3) 生年月日の欄は、年号をマークし、生年月日に1けたの数字がある場合、十の位のけたの「0」もマークしてください。

[記入例] 受験番号 01AB941234



生年月日 昭和50年3月1日



- 5 答案作成上の注意
- (1) マークシート(解答用紙)は1枚で、2科目の解答ができます。

「法規」は赤色(左欄)、「伝送交換設備(又は線路設備)及び設備管理」(「設備及び設備管理」と略記)は緑色(右欄)です。

- (2) 解答は試験科目の解答欄の正解として選んだ番号マーク枠を、黒の鉛筆(HB又はB)で濃く塗りつぶしてください。 ボールペン、万年筆などでマークした場合は、採点されませんので、使用しないでください。
 - 一つの問いに対する解答は一つだけです。二つ以上マークした場合、その問いについては採点されません。 マークを訂正する場合は、プラスチック消しゴムで完全に消してください。
- (3) 免除の科目がある場合は、その科目欄は記入しないでください。
- (4) 受験種別欄は、あなたが受験申請した試験種別を で囲んでください。(試験種別は次のように略記されています。)

伝送交換主任技術者は、 線路主任技術者は、 『伝 送 交 換』

『線

- (5) 試験問題についての特記事項は、裏表紙に表記してあります。
- 6 合格点及び問題に対する配点
- (1) 各科目の満点は100点で、合格点は60点以上です。
- (2) 各問題の配点は、設問文の末尾に記載してあります。

マークシート(解答用紙)は、絶対に折り曲げたり、汚したりしないでください。

「次ページ以降は試験問題です。試験開始の合図があるまで、開かないでください。」

受 験 番 号					
(控 え)					

(今後の問い合わせなどに必要になります。)

試 験 種 別	試験	科目
伝送交換主任技術者	法	規
線路主任技術者) /	大兄

問1 次の名	各問いは、「電気通信事業法」又は「 [†]	電気通信事業法施行規則」に	こ規定する内容に関するもの	で
ある。同	司法又は同規則の規定に照らして、	内の(ア)~(キ)に適したものを、それぞれ	の
解答群点	から選び、その番号を記せ。		(小計 2 0 点	į)
(1) 次(の文章は、電気通信事業法に規定す	「る「目的」について述べたも	らのである。同法の規定に照	5
して、	内の(ア)、(イ)に最も	:適したものを、下記の解 ?	答群から選び、その番号を記 [・]	ŧ,
			(2点×2=4点	į)
Ē	電気通信事業法は、電気通信事業の)公共性にかんがみ、その道	重営を (ア) なものとす	る
٤٤	ともに、その公正な競争を促進する	ることにより、電気通信役剤	^{务の円滑な提供を確保すると}	٢
もに	こその (イ) し、もって電気通	通信の健全な発達及び国民の	D利便の確保を図り、公共の	福
祉る	を増進することを目的とする。			
 	<(ア)、(イ)の解答群>		1 1 1	
 	公平かつ普遍的	通信の秘密を保護	利用者の利益を保護	
 	迅速かつ安定的	業務の改善を推進	適正かつ合理的	
; I I	利用の公平性を維持	能率的かつ継続的	; ; ;	

- (2) 電気通信事業法に規定する用語について述べた次のA~Cの文章は、 (ウ) 。 (4点)
 - A 電気通信役務とは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人 の通信の用に供することをいう。
 - B 基礎的電気通信役務とは、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務をいう。
 - C 電気通信番号とは、電気通信事業者が電気通信役務の提供に当たり送信の場所と受信の場所 との間を接続するために電気通信設備を識別し、又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは 内容を識別するために用いる番号、記号その他の符号をいう。

 (3) 電気通信事業法に規定する事項について述べた次の文章のうち、誤っているものは、 (エ) である。

(4点)

<(エ)の解答群>

電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。ただ し、その者の設置する電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する 伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をい う。以下同じ。)の規模及び当該電気通信回線設備を設置する区域の範囲が総務省令で 定める基準を超えない場合は、この限りでない。

電気通信事業者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれが あるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩 序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱わなければならない。 公共の利益のため緊急に行うことを要するその他の通信であって総務省令で定めるも のについても、同様とする。

電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電 気通信設備(その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとし て総務省令で定めるものを除く。)を総務省令で定める設置基準の範囲で設置しなけ ればならない。

基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業 務区域における基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない。

- (4) 電気通信事業法に規定する、端末設備の接続の技術基準により確保されるべき事項について述 べた次のA~Cの文章は、 (オ) 。 (4点)
 - A 電気通信回線設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。
 - B 電気通信回線設備を利用する他の利用者に迷惑を及ぼさないようにすること。
 - C 電気通信事業者の設置する電気通信回線設備と利用者の接続する端末設備との接続条件が開 示されていること。

<(オ)の解答群>

Aのみ正しい

Bのみ正しい

Cのみ正しい

A、Bが正しい

A、Cが正しい

B、Cが正しい

A、B、Cいずれも正しい A、B、Cいずれも正しくない

(5)	次の文章は、電気通信事業法施行規則に規定する、	「重要通信の優先的取扱いについての取り決
め	るべき事項」について述べたものである。	】内の(カ)、(キ)に最も適したものを、下記
の	解答群から選び、その番号を記せ。	(2点×2=4点)
	電気通信事業者は、他の電気通信事業者と電気通	¹ 信設備を相互に接続する場合には、当該他
	の電気通信事業者との間で、次の()~()に掲げ	ずる事項を取り決めなければならない。
() 重要通信を確保するために必要があるときは、	(カ) すること。
() 電気通信設備の工事又は保守等により相互に接	^{接続する電気通信設備の接続点における重要}
	通信の取扱いを一時的に中断する場合は、 (キ	-) すること。
() 重要通信を識別することができるよう重要通信	に付される信号を識別した場合は、当該重
	要通信を優先的に取り扱うこと。	
	<(カ)、(キ)の解答群>	
	遅滞なくその旨を連絡	当該設備への電力の供給を確保
	基礎的電気通信役務の範囲を変更	他の通信を制限し、又は停止
	実施の30日前までに報告	速やかに総務省に申請
	あらかじめその旨を通知	電気通信事業の一部を休止又は承継

問	2	Z	欠の	各	問い	いは、	「電	気i	通信	主任	E技 ²	桁者	f規 見	钏」、	「電	波法	去」、	Γ <u>∃</u>	国際	電気	瓦通	信道	自	憲章	拿」、	۲7	下正:	アク	'セ
	7	ス彳	亍為	の	禁止	等に	関	する	法律	ענ≢	くは	電	子署	名及	び該	忍証	業務	別に	関す	る	法律	⊉」 [こ規	定	する	内容	字に	関す	- る
	₹	ŧ	りで	あ	る。	それ	にぞれ	າの	規定	EIC!	照ら	して	ζ,]	内の	(ア) ~	(+)に	適し	った	も	のを	, -	それ・	ぞわ	しの
	Á	解智	答群	か	ら選	び、	その	番	号を	記	t.															(小	計 2	0 ;	点)

(1) 電気通信主任技術者規則に規定する、「資格者証の交付」、「資格者証の再交付」及び「資格者証の返納」について述べた次の文章のうち、誤っているものは、 (ア) である。 (4点)

<(ア)の解答群>

資格者証の交付を受けている者は、住所に変更を生じたとき又は資格者証を汚し、破り若しくは失ったために資格者証の再交付の申請をしようとするときは、所定の様式の申請書に資格者証(資格者証を失った場合を除く。)、写真1枚及び住所の変更の事実を証する書類(住所に変更を生じたときに限る。)を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

資格者証の交付を受けた者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する 専門的な知識及び能力の向上を図るように努めなければならない。

資格者証の交付を受けている者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍 法による死亡又は失そう宣告の届出義務者は、遅滞なくその資格者証を総務大臣に返 納しなければならない。

電気通信事業法の規定により資格者証の返納を命ぜられた者は、その処分を受けた 日から10日以内にその資格者証を総務大臣に返納しなければならない。資格者証の 再交付を受けた後、失った資格者証を発見したときも同様とする。

(2) 電波法の「目的外使用の禁止等」において規定する用語について述べた次のA~Cの文章は、 (イ) 。
A 遭難通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に遭難信号を前置する方 法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
B 非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又
は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用
することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持
のために行われる無線通信をいう。
C 安全通信とは、鉄道又は自動車の通行に対する重大かつ急迫の危険を予防するために安全信
号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
<(イ)の解答群>
A のみ正しい В のみ正しい C のみ正しい
A、Bが正しい A、Cが正しい B、Cが正しい
A、B、Cいずれも正しい A、B、Cいずれも正しくない
(3) 次の文章は、国際電気通信連合憲章に規定する「電気通信の停止」について述べたものである。
内の(ウ)、(エ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただ
し、 内の同じ記号は、同じ解答を示す。 (2 点 × 2 = 4 点)
構成国は、 (ウ) に従って、国の安全を害すると認められる私報又はその法令、公の秩
序若しくは善良の風俗に反すると認められる私報の伝送を停止する (工) する。この場合
には、私報の全部又は一部の停止を直ちに発信局に通知する。ただし、その通知が国の安全を
害すると認められる場合は、この限りでない。
構成国は、また、 (ウ) に従って、他の私用の電気通信であって国の安全を害すると認
められるもの又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められるものを切断す
る (エ) する。

議定書

合意を要求

権利を留保

手段を採択

多国間協定

国内法令

条約を締結

<(ウ)、(エ)の解答群>

行為を審議

国際条約

国際法令

(4)	電子署名及び認証業務に関する法律に規定する事項について述べた次のA^	~Cの文章は、
	(オ) 。	(4点)

- A 電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの(公務員が職務上作成したものを除く。) は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名(これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。)が行われているときは、真正に成立したものと推定する。
- B 「認証業務」とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者(以下「利用者」という。) その他の者の求めに応じ、当該利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が指定調査機関の審査事項に適合することを認定する業務をいう。
- C 「特定認証業務」とは、電子署名のうち、その方式に応じて本人だけが行うことができるものとして主務省令で定める基準に適合するものについて行われる認証業務をいう。

<(オ)の解答群>
Aのみ正しい Bのみ正しい Cのみ正しい
A、Bが正しい A、Cが正しい B、Cが正しい
A、B、Cいずれも正しい A、B、Cいずれも正しくない

(5) 次の文章は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律に規定する、「アクセス管理者による防御措置」について述べたものである。同法の規定に照らして、 内の(カ)、(キ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (2点×2 = 4点)

アクセス制御機能を特定電子計算機に付加したアクセス管理者は、当該アクセス制御機能に係る識別符号又はこれを当該アクセス制御機能により (カ) するために用いる符号の適正な管理に努めるとともに、常に当該アクセス制御機能の (キ) し、必要があると認めるときは速やかにその機能の高度化その他当該特定電子計算機を不正アクセス行為から防御するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

 <(カ)、(キ)の解答群>
 転 送 抽 出

 確 認 転 送 抽 出
 有効性を検証

 特 定 管理を強化 有効性を検証

 稼働状況を点検 利用を促進

問3 次の各問いは、「	事業用電気通信設備規則	」に規定する内容に関する	るものである。同規則の規定に
照らして、	内の(ア)~(カ)に適し	したものを、それぞれの角	解答群から選び、その番号を記
せ。			(小計20点)
(1) 電気通信事業(の用に供する電気通信回線	設備の損壊又は故障の対	対策におけるアナログ電話用設
備等の「異常ふく	そう対策」、「耐震対策」	及び「誘導対策」について	☑述べた次のA~Cの文章は、
<u>(ア)</u> 。た1	だし、適用除外規定は考慮	買しないものとする。	(4点)
A 交換設備は、	異常ふくそう(特定の交	換設備に対し通信が集中	中することにより、交換設備の
通信の疎通能	力が継続して著しく低下す	する現象をいう。)が発生	Eした場合に、これを検出し、
かつ、通信の飢	集中を規制する機能又はこ	れと同等の機能を有する	るものでなければならない。た
だし、通信が同	司時に集中することがない	いようこれを制御すること	とができる交換設備については
この限りでない	١,		
B 事業用電気i	通信回線設備は、通常想定	Eされる規模の地震による	る構成部品の接触不良及び脱落
を防止するため	め、構成部品の可とう接続	もその他の免震措置が講し も	ごられたものでなければならな
11 °			
C 線路設備は、	避雷回路からの電磁誘導	掌作用により事業用電気通	通信回線設備の機能に重大な支
障を及ぼすおう	それのある異常電圧又は異	異常電流が発生しないよう	うに設置しなければならない。
<(ア)の解答群>		
i !	Aのみ正しい	Bのみ正しい	Cのみ正しい
	A、Bが正しい	A、Cが正しい	B、Cが正しい
 	A、B、Cいずれも正	UN A、B、C	いずれも正しくない
(2) 次の文章は、	電気通信事業の用に供する	ら電気通信回線設備の損均 ——	懐又は故障の対策におけるアナ ——
	等の「屋外設備」について対		内の(イ)、(ウ)に最も適
したものを、下記	記の解答群から選び、その)番号を記せ。ただし、近	適用除外規定は考慮しないもの
とする。			(2点×2=4点)
屋外に設置す	する電線(その中継器を含	む。)、 <u>(イ)</u> 及びこ	これらの附属設備並びにこれら
を支持し又は何	保蔵するための工作物(事	業用電気通信回線設備を 	E設置する建築物を除く。以下
「屋外設備」とし	ハう。)は、通常想定され	,る <u>(ウ)</u> その他その	D設置場所における外部環境の
	受けないものでなければな	-	
屋外設備は、	公衆が容易にそれに触れ	いることがないように設置	量されなければならない。
,			,
<(イ)、(ウ)の解答群>		
! !	地中線空中		ケーブル
! ! !	地震動、地滑り、地盤		、振動、衝撃、圧力
	風害、水害、雪害、塩	害 熱波、寒波	、熱射、氷結

(3) 次の文章は	は、音声伝送役務の提供の用に	供する電気	気通信回線設備にお	けるアナロク	「電話用設備
	の「電源供給」	」について述べたものである。] 内の(エ)に最も適	したものを、	下記の解答
	群から選び、	その番号を記せ。				(4点)

事業用電気通信設備規則に規定する呼出信号の送出時を除き、事業用電気通信回線設備が、端末設備等を接続する点において供給しなければならない通信用電源の適合すべき条件について述べた次のA~Cの文章は、 (エ)。

- A 端末設備等を切り離した時の線間電圧が44ボルト以上かつ50ボルト以下であること。
- B 両線間を300オームの純抵抗で終端した時の回路電流が15ミリアンペア以上であること。
- C 両線間を 5 0 オームの純抵抗で終端した時の回路電流が 1 0 0 ミリアンペア以下であること。

<(エ)の解答群>

Aのみ正しい

Bのみ正しい

Cのみ正しい

A、Bが正しい

A、Cが正しい

B、Cが正しい

A、B、Cいずれも正しい A、B、Cいずれも正しくない

(4) 他の電気通信設備の損傷又は機能の障害の防止における「損傷防止」、「機能障害の防止」、「漏 えい対策」又は「保安装置」について述べた次の文章のうち、正しいものは、 (オ) である。

(4点)

<(オ)の解答群>

事業用電気通信回線設備は、利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備(以下「接続設備」という。)を損傷するおそれのある電力若しくは電流を送出又は電圧若しくは光出力により送出するものであってはならない。

事業用電気通信回線設備は、接続設備の機能に障害を与えるおそれのある電気信号 又は磁気信号を送出するものであってはならない。

電気通信事業者は、総務大臣が別に告示するところに従い端末設備等と配線設備との間の電気通信回線に伝送される信号の漏えいに関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。

落雷又は強電流電線との混触により線路設備に発生した異常電圧及び異常電流によって接続設備を損傷するおそれのある場合は、交流200ボルト以下で動作する避雷器及び5アンペア以下で動作するヒユーズ若しくは200ミリアンペア以下で動作する熱線輪からなる保安装置又はこれと同等の保安機能を有する装置が事業用電気通信回線設備と接続設備を接続する点又はその近傍に設置されていなければならない。

<u>誤っているもの</u> は、 (力) である	。ただし、	適用除外規	定は考慮した	ないものとする	。(4点)
<(カ)の解答群>						
多重変換装置	等の伝送設備に	こおいて当該	核伝送設備に	接続された	雷気通信回線し	こ共诵
に使用される機						
備の措置又はこれ	れに準ずる措置	量が講じられ	ı、かつ、そ	一の故障等の	発生時に速やが	かに当
まります。 該予備の機器とt	切り替えられる	るようにした	いければなら	ない 。		! ! !
事業用電気通信	言設備は、電源	原停止、共通	通制御機器σ)動作停止そ	の他電気通信征	殳務の
提供に直接係る村	幾能に重大な支	え障を及ぼす	「故障等の新	き 生時に、こ	れを直ちに検と	出し、
かつ、当該事業月	用電気通信設備	ままま ままま ままま ままま ままま しょう	人、又は切り)離す機能を	備えなければた	ならな
١١.						! ! !
事業用電気通信	言設備は、通常	ぎ受けている	る電力の供給	合が停止した	場合において	その取
り扱う通信が停」	上することのな	いよう自家	マスロッド アイス	なは蓄電池の	設置その他これ	れに準
ずる措置(交換設	は備にあっては	、自家用発	電機及び蓄	電池の設置	その他これにタ	隼ずる
措置)が講じられ	ていなければ	ならない。				! !
事業用電気通信	言設備を収容し	ノ、又は設置	置する通信機	幾械室は、自	動火災報知設係	構及び
消火設備が適切し	こ設置されたも	5のでなけれ	はならない	١.		
問4 次の各問いは、「事業用質 ある。それぞれの規則の規 解答群から選び、その番号	定に照らして		_)たものを、そ	
(1) 次の文章は、事業用電回線設備におけるアナロ (ア)、(イ)に最も適した 内の同じ記号は、同じ解	グ電話用設備 ものを、下記	の「通話品質	〔」について	述べたもので	である。	電気通信 内の 2 = 4点)
事業用電気通信回線 が別に告示する送話 [という。)を接続した ^は との間の送話 <u>(ア)</u> でなければならない。	<u>(ア)</u> 及び 場合の通話品質	受話 <u>(ア</u> [は、アナロ) に適合 グ電話端末	するもの(以 と端末回線に	、下「アナログ電 こ接続される [〖話端末」 (イ)
	、総務大臣が	別に告示す	る方法によ	るものとする	5.	
<(ア)、(イ)の解	 					! ! !
伝送路設備		音圧レベル	配	線設備	信号対雑	音比
ラウドネス	定格	交換設備	音:	量レベル	専用設備	<u> </u>
						, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

(5) 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備の損壊又は故障の対策

における「予備機器」、「故障検出」、「停電対策」又は「防火対策等」について述べた次の文章のうち、

- (2) 事業用電気通信設備規則に規定する、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備の損壊又は故障の対策における「事業用電気通信設備の防護措置」、「試験機器及び応急復旧機材の配備」及び「電源設備」について述べた次のA~Cの文章は、「(ウ)。(4点)
 - A 事業用電気通信設備は、利用者又は他の電気通信事業者の電気通信設備から受信したプログラムによって当該事業用電気通信設備が当該事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者の意図に反する動作を行うことその他の事由により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう当該プログラムの機能の制限その他の必要な防護措置が講じられなければならない。
 - B 事業用電気通信設備の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該事業用電気通信設備の故障等が発生した場合における応急復旧措置を行うために必要な機材の配備又はこれに準ずる措置がなされていなければならない。
 - C 事業用電気通信設備の電源設備は、平均繁忙時に事業用電気通信設備の消費電流の2倍の電流を安定的に供給できる容量があり、かつ、供給電圧又は供給電流を常に事業用電気通信設備の動作電圧又は動作電流の変動許容範囲内に維持できるものでなければならない。

- (3) 端末設備等規則に規定する、端末設備の安全性等について述べた次のA~Cの文章は、 (工) 。 (4点)
 - A 端末設備の機器において、その電源回路と筐体及びその電源回路と事業用電気通信設備との間の絶縁耐力は、使用電圧が750ボルトを超える直流及び600ボルトを超える交流の場合にあっては、その使用電圧の1.5倍の電圧を連続して30分間加えたときこれに耐えること。
 - B 端末設備の機器の金属製の台及び筐体は、接地抵抗が10オーム以下となるように接地しなければならない。ただし、安全な場所に危険のないように設置する場合にあっては、この限りでない。
 - C 配線設備等の電線相互間及び電線と大地間の絶縁抵抗は、直流200ボルト以上の一の電圧で測定した値で1メガオーム以上であること。

<(エ)の解答群> Aのみ正しい Bのみ正しい Cのみ正しい A、Bが正しい A、Cが正しい B、Cが正しい A、B、Cいずれも正しい A、B、Cいずれも正しくない

(4) 端末設備等規	!則に規定する、	電話用設備に	接続される端末設	備におけるこ	アナログ電話	端末の
	「発信の機能」、	「選択信号の条件	牛」又は「直流回	路の電気的条件等	」について述	べた次の文章の	のうち、
	誤っているもの	は、 (オ)	である。			((4点)

<(オ)の解答群>

アナログ電話端末は、自動的に選択信号を送出する場合にあっては、直流回路を閉じてから3秒以上経過後に選択信号の送出を開始するものであること。ただし、電気通信回線からの発信音又はこれに相当する可聴音を確認した後に選択信号を送出する場合にあっては、この限りでない。

アナログ電話端末の押しボタンダイヤル信号は、特定の三つの周波数から成る低群 周波数のうちの一つの周波数と、特定の四つの周波数から成る高群周波数のうちの一 つの周波数との組合せとして規定されている。

直流回路を開いているときのアナログ電話端末の呼出信号受信時における直流回路の静電容量は、3マイクロファラド以下であり、インピーダンスは、75ボルト、16ヘルツの交流に対して2キロオーム以上であること。

アナログ電話端末は、電気通信回線に対して直流の電圧を加えるものであってはならない。

(5)) 次の文章は、	端末設備等規則に規定する、	電話用設備に接続され	る端末設備における移動電話
	端末の「重要通	信の確保のための機能」につい	\て述べたものである。	内の(カ)、(キ)に
	最も適したもの)を、下記の解答群から選び、	その番号を記せ。	(2点×2=4点)

移動電話端末は、重要通信を確保するため、移動電話用設備からの (力) 場合にあっては、 (+) 機能を備えなければならない。

<(カ)、(キ)の解答群>

発信の規制を要求する信号を受信した 発信が故障により断続的に行われた チャネルの接続を要求する信号を受信した 位置情報を更新し、かつ、保持する 自動的にその着信を拒否する 位置情報を受信できない 自動的に送信を停止する 発信しない

問 5 次の問いは、「有線電気通信法」、「有線電気通信設規定する内容に関するものである。同法、同令又は(ア)~(カ)に適したものを、それぞれの解答群から選	同規則の規定に照らして、 内の
(1) 次の文章は、有線電気通信法に規定する「設備の検う 内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群だ	<u></u>
総務大臣は、有線電気通信法の施行に必要な限力がらその設備に関する報告を徴し、又はその職員場に立ち入り、その (ア) を検査させることを示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければここの検査の権限は、 (イ) のために認めら	に、その事務所、営業所、工場若しくは事業 ができる。立入検査をする職員は、その身分
<(ア)、(イ)の解答群> 設備の設置及び運用状態 設備若しくは帳簿書類 業務日誌若しくは証拠書類	行政指導 事業制限 事業継続 犯罪捜査 経営状況報告書若しくは関連書類
(2) 有線電気通信法に規定する事項について述べた次の	の A ~ C の文章は、 (ウ) 。 (4 点)
A 本邦内の場所と本邦外の場所との間の有線電気に供する設備として設置する場合を除き、設置し合において、総務大臣の許可を受けたときは、この	てはならない。ただし、特別の事由がある場の限りでない。 対し、その設備が有線電気通信法に規定する 気通信設備に妨害を与え、又は人体に危害を きは、その妨害、危害又は損傷の防止又は除 停止又は改造、修理その他の措置を命ずるこ
C 有線電気通信設備を設置しようとする者は、有線で設備の概要を記載した書類を添えて、設置の工場ときは、設置の日から2週間以内)に、その旨を総	事の開始の日の2週間前まで(工事を要しない
<(ウ)の解答群> A のみ正しい B のみ正 A 、 B が正しい A 、 C か A 、 B 、 C いずれも正しい	

(3) 有線電気通信設備令に規定する用語について述べた次の文章のうち、
誤っているものは、
(工)である。

<(エ)の解答群>

音声周波とは、周波数が200ヘルツを超え、3,500ヘルツ以下の電磁波をいい、高周波とは、周波数が3,500ヘルツを超える電磁波をいう。

強電流電線とは、強電流電気の伝送を行うための導体(絶縁物又は保護物で被覆されている場合は、これらの物を含む。)をいう。

絶対レベルとは、一の皮相電力の1ミリワットに対する比をデシベルで表わした ものをいう。

支持物とは、電柱、支線、つり線その他電線又は強電流電線を支持するための工作物であって、技術基準適合認定を受けたものをいう。

- (4) 有線電気通信設備令に規定する事項について述べた次のA~Cの文章は、 (オ) 。(4点)
 - A 地中電線は、地中強電流電線との離隔距離が30センチメートル(その地中強電流電線の電圧が7,000ボルトを超えるものであるときは、60センチメートル)以下となるように設置するときは、総務省令で定めるところによらなければならない。
 - B 海底電線は、他人の設置する海底電線又は海底強電流電線との水平距離が800メートル以下となるように設置してはならない。ただし、総務大臣の承認を得たときは、この限りでない。
 - C 屋内電線は、屋内強電流電線との離隔距離が30センチメートル以下となるときは、総務省 令で定めるところによらなければ、設置してはならない。

<(オ)の解答群>

Aのみ正しいBのみ正しいCのみ正しいA、Bが正しいA、Cが正しいB、Cが正しいA、B、Cいずれも正しいA、B、Cいずれも正しくない

(5) 有線電気通信設備令又は有線電気通信設備令施行規則に規定する事項について述べた次の文章 のうち、<u>誤っているもの</u>は、 (カ) である。 (4点)

<(カ)の解答群>

有線電気通信設備の機器の金属製の台及びきょう体並びに架空電線のちょう架用線 は、接地しなければならない。ただし、安全な場所に危険のないように設置する場合 は、この限りでない。

架空地線に内蔵又は外接して設置される光ファイバを導体とする架空電線に接続する電線は、架空地線(当該架空電線の金属製部分を含む。)と電気的に接続してはならない。ただし、雷又は強電流電線との混触により、人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えるおそれがない場合は、この限りでない。

通信回線(導体が光ファイバであるものを除く。)の線路の電圧は、48ボルト以下でなければならない。ただし、電線として絶縁電線を使用し、かつ、他人の設置する有線電気通信設備に損傷を与えるおそれがないときは、この限りでない。

地中電線の金属製の被覆又は管路は、地中強電流電線の金属製の被覆又は管路と電気的に接続してはならない。但し、電気鉄道又は電気軌道の帰線から漏れる直流の電流による腐しょくを防止するため接続する場合であって、総務省令で定める設備をする場合は、この限りでない。

試験問題についての特記事項

- (1) 試験問題に記載されている製品名は、それぞれ各社の商標又は登録商標です。 なお、試験問題では、® 及び TM を明記していません。
- (2) 問題文及び図中などで使用しているデータは、すべて架空のものです。
- (3) 試験問題、図中の抵抗器及びトランジスタの表記は、旧図記号を用いています。

新 図 記 号	旧図記号

新図記号	旧図記号

- (4) 論理回路の記号は、MIL記号を用いています。
- (5) 試験問題では、常用漢字を使用することを基本としていますが、次の例に示す専門的用語などについては、 常用漢字以外も用いています。

「例」・迂回(うかい) ·筐体(きょうたい) ·輻輳(ふくそう) ·撚り(より) ·漏洩(ろうえい) など

- (6) バイト[Byte]は、デジタル通信において情報の大きさを表すために使われる単位であり、一般に、2進数の 8桁、8ビット[bit]です。
- (7) 情報通信の分野では、8ビットを表すためにバイトではなくオクテットが使われますが、試験問題では、一般に、使われる頻度が高いバイトも用いています。
- (8) 法令に表記されている「メグオーム」は、「メガオーム」と同じ単位です。
- (9) 試験問題のうち、正誤を問う設問において、句読点の有無など日本語表記上若しくは日本語文法上の誤り だけで誤り文とするような出題はしておりません。